

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月6日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第3条まで (略) (通勤手当等)	第1条から第3条まで (略) (通勤手当等)

<p>第4条 特別職の職員の通勤手当及び期末手当の支給については、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成16年安芸高田市条例第44号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の220」と、「100分の125」とあるのは「100分の230」とし、同条第5項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p>	<p>第4条 特別職の職員の通勤手当及び期末手当の支給については、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成16年安芸高田市条例第44号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の220」とし、同条第5項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(安芸高田市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 安芸高田市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の通勤手当及び期末手当の支給については、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成16年安芸高田市条例第44号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」とし、同条第5項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の通勤手当及び期末手当の支給については、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成16年安芸高田市条例第44号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、給与条例第26条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の220</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」とし、同条第5項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 前項に規定する改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。